

令和5年度版
林業制度資金
の御案内

頑張るあなたをサポート！



どんな資金をお探しですか？

※ この表は、主なものだけ載せてあります。

		木材産業等 高度化推進資金	国産材生産 流通促進資金	(株)日本政策 金融公庫資金	林業・木材産業 改善資金
林業 関係	苗木生産用機械の購入	×	×	○ (林業基盤整備資金)	○
	森林取得のための費用	×	×	○ (林業経営育成資金)	○ (立木の取得のみ)
	造林・保育にかかる費用	○ (林業経営改善資金)	×	○ (林業基盤整備資金)	○
	素材生産にかかる費用	○ (事業経営改善合理化資金等)	○	×	×
	間伐にかかる費用	×	○	×	○
	素材生産用機械の購入	×	×	○ (農林漁業施設資金)	○
	きのこの生産施設の整備	×	×	○ (農林漁業施設資金)	○
木材加工・流通 関係	素材の購入代金	○ (事業経営改善合理化資金等)	○	×	×
	間伐材の購入代金	×	○	×	×
	木材を加工する費用	○ (事業経営改善合理化資金等)	○	×	×
	木材加工施設の設置	×	×	○ (農林漁業施設資金)	○
	流通販売施設の設置	×	×	○ (農林漁業施設資金)	○
	木材製品の購入代金	○ (事業経営改善合理化資金等)	○	×	×
	木材流通に係るコーディネート費用	○ (木材安定供給資金)	○	×	×

○…貸付ができるもの
×…貸付ができないもの

資金名		利用できる方	金利 (%)	ご返済期間 (年以内)	ご融資の限度額
木材産業等高度化推進資金	事業経営改善合理化資金	組合、森林所有者 木材市場開設者 数人共同の事業体等	1.00 ～ 1.60	1 ～ 5	1億円 (特認 2億円～5億円)
	木材高度加工資金	組合、森林所有者 木材製造業を営む者等	1.00 ～ 1.30	1 ～ 5	1億円 (特認 2億円)
	林業経営改善資金	林業を営む者等	1.00 ～ 1.60	1 ～ 5	5千万円～1億円 (特認 1億5千万円～2億円)
	木材安定供給資金	森林所有者、木材利用事業者等	1.00 ～ 1.30	1 ～ 5	3億円 (特認 4億円)
国産材生産流通促進資金		素材生産業者 木材産業事業者 産直住宅建設事業者	1.60	1	素材生産業者等 1千万円 産直住宅建設事業者 3千万円 (ただし、500万円以内/棟)
株式会社日本政策金融公庫資金	林業基盤整備資金	林業を営む個人、法人、森林組合等	0.70 ～ 1.25	30 ～ 55	必要金額の80～90% (資金種類により変化します)
	森林整備活性化資金	同上	無利子	30	負担する金額の2/7以内
	林業構造改善事業推進資金	同上	1.10 ～ 2.25	20	必要金額の80%以内 (資金種類により変化します)
	林業経営育成資金	同上	0.70 ～ 1.25	25 ～ 35	必要金額の80%以内 (資金種類により変化します)
	農林漁業セーフティネット資金	同上	0.70 ～ 0.95	15	600万円
	農林漁業施設資金	同上	0.70 ～ 1.45	20	必要金額の80%以内 (資金種類により変化します)
	振興山村・過疎地域経営改善資金	同上	1.10 ～ 2.25	25	1,300万円～5,200万円 (利用者により変化します)
	新規用途新事業等資金	同上	1.45	10 ～ 15	必要金額の80%以内
中山間地域活性化資金	同上	0.95 ～ 1.20	10 ～ 15	必要金額の80%以内	
林業・木材産業改善資金		林業従事者 木材産業事業者等	無利子	10	1,500万円～1億円 (利用者により変化します)

※ 金利は令和5年12月現在のものであり、金利情勢により変動することがあります。

※ 各資金ごとに、貸付の限度額や担保・保証人の有無が設定されております。

※ 上記貸付対象者については、貸付内容ごとに条件が付加されます。

詳しくは、県農林水産事務所林業関係課へお問い合わせください。

林業関係制度資金について

○ 木材産業等高度化推進資金

資金融資にあたっては、「合理化計画」、
「林業経営改善計画」又は「木材安定供給確保
事業計画」を作成し、知事の認定を受ける必要
があります。

取扱金融機関へ認定書の写しなどを添えて申
込みを行ってください。ただし、県全体での貸
付枠が決まっていますので、お早めにお問い合わせ
ください。

○ 国産材生産流通促進資金

資金融資にあたっては、「事業計画」を作成
し、知事の認定を受ける必要があります。

取扱金融機関へ認定書の写しなどを添えて申
込みを行ってください。ただし、県全体での貸
付枠が決まっていますので、お早めにお問い合わせ
ください。

○ 株式会社日本政策金融公庫資金

林業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低
利の資金で、一般の金融機関が融資することが
困難なものを融通しています。

資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫が
行っております。

林業経営改善計画を作成し、知事の認定を受
けた方については、融資等の特例があります。

○ 林業・木材産業改善資金

経営改善等のために行う新たな事業の開始等
に必要な施設資金を融通しています。

林業・木材産業改善措置にかかる事業計画を
作成し、知事の認定を受ける必要があります。

担保・保証人について

- 各金融機関の定めるところにより、担
保・保証人等が必要になります。

- 金融機関から融資を受ける際、独立行政
法人農林漁業信用基金の林業信用保証制度
を利用できる場合があります。

借入に当たっての流れ

取引のある金融機関またはお近くの農林水産
事務所に相談してください。



必要書類（申込書、事業計画書、見積書、カ
タログ等）を用意してください。
（必要書類は資金によって異なります。）



金融機関へ、資金の申込みを行ってくださ
い。



金融機関から、貸付決定の通知が届きます。



事業の実施が可能となります。

独立行政法人農林漁業信用基金 の林業信用保証制度

林業・木材産業関係者の方が金融機関から
運転資金及び施設資金の融資を受けようとす
るときに、円滑かつ有利に借入ができるよう
その借入を保証するものです。

保証を受けるには、保証額に応じた出資金
と保証料、連帯保証人、場合によっては担保
が必要となります。

利用できる方	①造林又は育林事業 ②素材生産業 ③木材・木製品製造業 ④薪炭生産業 ⑤林業種苗生産業 ⑥きのこ生産業 ⑦木材卸売業（知事から「合理化計 画」又は「木材安定供給確保事業計 画」の認定を受けたものに限る。）を 営む組合・会社・個人等
保証の範囲 （保証額）	借入額の80%以内 ただし、災害復旧等をするために必要 な資金、木材産業等高度化推進資金等 については100%となる場合あり
保証の期間	運転資金：3年以内（特認7年以内） 設備資金：15年以内 資金区分により異なります。
保証料	保証額×年0.15～1.80%
連帯保証人	原則1名以上 （ただし、一定の要件を満たした会社 ・個人の場合は免除）
必要な出資額	保証額÷愛知県の保証倍率 （令和5年4月1日現在 45倍）

詳しくは、農林漁業信用基金のホームページをご
覧ください。<<https://jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>>

お問い合わせ先

尾張農林水産事務所 林務課	〒460-0001
名古屋市中区三の丸2-6-1	TEL 052-961-1689
海部農林水産事務所 農政課	〒496-8532
津島市西柳原町1-14	TEL 0567-24-2152
知多農林水産事務所 林務課	〒475-0903
半田市出口町1-36	TEL 0569-21-8111
西三河農林水産事務所 林務課	〒444-0860
岡崎市明大寺本町1-4	TEL 0564-27-2731
豊田加茂農林水産事務所 林務課	〒471-8566
豊田市元城町4-45	TEL 0565-32-7369
豊田加茂農林水産事務所 森林整備課	〒444-2424
豊田市足助町岡田3-1	TEL 0565-62-0501
新城設楽農林水産事務所 林業振興課	〒441-2301
北設楽郡設楽町田口字小貝津6-2	TEL 0536-62-0547
新城設楽農林水産事務所 新城林務課	〒441-1383
新城市字東入船115番地	TEL 0536-24-1006
東三河農林水産事務所 林務課	〒440-0806
豊橋市八町通5-4	TEL 0532-35-6175
(株)日本政策金融公庫 名古屋支店	〒450-0002
名古屋市中村区名駅3-25-9	TEL 052-582-0741
(一社)愛知県木材組合連合会	〒460-0017
名古屋市中区松原2-18-10	TEL 052-331-9386
愛知県森林組合連合会	〒460-0002
名古屋市中区丸の内3-5-16	TEL 052-961-9156
農林基盤局 林務部 林務課	〒460-8501
名古屋市中区三の丸3-1-2	TEL 052-954-6407